

○国際交流センター設置要項

(趣旨)

第1 この要項は、本学学生、教職員及び留学生等の国際交流活動を推進するための機関の設置及び組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 機関の名称は「国際交流センター」(以下「センター」という。)と称する。

(構成員)

第3 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

(1)各学科(看護学科においては助産学専攻科を含む。)、人間科学センター、医科学センター及び研究科から推薦された専任教員各1名並びに付属病院から推薦された者1名

(2)その他学長が指名するもの

2 センターにセンター長1名及び副センター長2名を置き、構成員のうちから学長が指名する。

(任期)

第4 前項第1号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに構成員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(担当する業務)

第5 センターが行う業務は、次の事項とする。

(1)学生及び教職員の国際交流活動

(2)海外の大学等との国際連携協定の締結に関する調整

(3)海外からの留学生の受入れ

(4)海外研究者等の招聘講演

(5)海外からの本学視察の受入れ

(6)海外に向けた情報発信

(7)その他、国際交流の推進に必要な事項

(会議)

第6 センター長は、センター会議を招集し、その議長になる。

2 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

3 センター会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 センター会議において議決を要する事項は出席構成員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第7 前項各号の業務に必要な事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第8 この要項に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

○茨城県立医療大学国際交流委員会規程の廃止について

茨城県立医療大学国際交流委員会規程を廃止する規程

茨城県立医療大学国際交流委員会規程（平成 23 年 1 月 26 日医療大訓第 4 号）は、廃止する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。